

私立大学等の振興に関する検討会議について



文部科学省高等教育局私学部参事官付
平成29年8月28日（月）



「私立大学等の振興に関する検討会議」について

1. 趣旨

- 私立大学(短期大学を含む。以下同じ。)は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として発展。全大学の約8割を占めるなど、我が国の学校教育において大きな役割。今後ともその振興を図っていくことが必要。
- 一方、私立大学等の現状をめぐっては、全学生の約7割を抱える私立大学の教育等の一層の充実の必要性とともに、18歳人口の減少等による経営困難校の顕在化や、一部私立大学等における管理運営上の不適切事例等、諸課題が指摘されているところ。
- これら私立大学等に係る諸課題も鑑みつつ、学校法人のガバナンス、財政基盤の在り方及び経営困難な状況への対応をはじめ、私立大学等の振興に関する総合的な検討を行うため、本検討会議を開催。

2. 検討事項

- 私立大学等の果たすべき役割
- 私立大学等のガバナンスの在り方
- 私立大学等の財政基盤の在り方
- 私立大学等への経営支援
- 経営困難な状況への対応
- その他、私立大学等の振興に関すること

3. 開催状況

- 平成28年4月から平成29年5月までに15回開催。

私立大学等の振興に関する検討会議 委員名簿

座長	麻生 隆史 安部 恵美子 浦野 光人 大沢 陽一郎 大村 雅彦 奥野 武俊 河田 悅一 黒田 壽二 小出 秀文 小林 雅之 佐野 慶子 清水 潔 竹石 爾 西井 泰彦 濱口 道成 濱中 義隆 坂東 真理子 日高 義博 丸山 文裕 水戸 英則 両角 亜希子	学校法人第二麻生学園理事長、山口短期大学学長 長崎短期大学学長 株式会社ニチレイ相談役 読売新聞東京本社論説委員 学校法人中央大学理事長、法科大学院教授 前大阪府立大学理事長・学長 日本私立学校振興・共済事業団理事長 金沢工業大学学園長・総長、日本高等教育評価機構理事長 全私学連合事務局長、日本私立大学団体連合会事務局長、 日本私立大学協会常務理事・事務局長 東京大学大学総合教育研究センター教授 公認会計士 明治大学特任教授・弁護士（平成29年3月31日まで） 学校法人青山学院アドバイザー・前常任監事・元常務理事 私学高等教育研究所主幹 国立研究開発法人科学技術振興機構理事長 国立教育政策研究所高等教育研究部総括研究官 学校法人昭和女子大学理事長・総長 学校法人専修大学理事長 広島大学高等教育研究開発センター特任教授 学校法人二松学舎理事長 東京大学大学院教育学研究科准教授
座長代理		

※計21名

私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」（平成29年5月）

- ・ 短期大学を含め私立大学は、高等教育の普及、先端的・独創的な研究の進展、社会貢献の促進の面で大きな役割。
- ・ 全大学数の約8割は私学が占め、学部教育を中心に我が国の高等教育の発展に大きく寄与し、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に貢献。また、地方所在の私立大学は地域の知的基盤としての役割。

一方で、私立大学をめぐる環境は高等教育のユニバーサル化、少子化の中で大きく変化。

環境の変化

- ・ 18歳人口は減少し、平成32年度以降は急減（平成40年代には100万人を下回る見通し）
- ・ ユニバーサル化による大学数の増加
- ・ 地方の中小規模大学は定員割れ、財政状況悪化
- ・ 産業構造や経済社会の急速な高度化・変化（AI、IoT等新技術の急速な発展、ボーダレス化等）

→ 教育の質を高め、社会から求められるニーズに的確に対応するとともに、高等教育へのアクセス機会の均等を果たしていくためには、大学間や自治体・産業との連携・協力を強化するとともに、社会から信頼され支援を受けるにふさわしいガバナンスの強化に取り組み、より強固な経営基盤に支えられた大学づくりを進めていくことが必要。

私立大学に求められる教育研究

① 高等教育にふさわしい質の確保

- ・ ユニバーサル化に対応した高等教育にふさわしい教育の質の確保のための取組の強化
- ・ 産業構造や経済社会の急速な変化に対応した教育研究の推進・高度化

② 私学の多様性・機動性を活かした取組の伸長

- ・ 私学のダイナミズムを活かした特色ある取組
- ・ 社会的な要請に的確に対応した教育の提供
- ・ グローバル化や社会人の学び直しの推進
- ・ 自治体や産業界との連携と支援の獲得

ガバナンスの強化

財政基盤の在り方の工夫・見直し、
必要な制度改革・規制の緩和

学校法人の公共性・公益性をさらに高め、社会からの信頼とさらなる支援につなげる

- ・ 理事会機能の実質化・実効性の確保
- ・ 監事の牽制機能の実効性確保
- ・ 大学版「ガバナンス・コード」のような自主的ガイドラインの策定と取組の推進
- ・ 評議員会機能の実質化及びチェック機能の充実
- ・ 分かりやすく開かれた情報公開の推進

経営力強化と支援

18歳人口の急減期を控え、強みを生かし弱みを補う連携・協力の強化

- ・ 大学改革のロードマップである中長期計画の策定の促進
- ・ 経営の幅広い連携・統合や国公私の設置者の枠を超えた連携・協力の在り方の検討
- ・ 事業譲渡的な円滑な承継方法の検討
- ・ 経営困難な学校法人に対し早期の経営判断が行われるよう支援等

私学の特色である多様性を維持しながら、社会や地域のニーズに適切に応える存在へ

「私立大学等の振興に関する検討会議 議論のまとめ」 (平成29年5月15日)の構成

1. 議論のまとめの位置付け
2. 私立大学がこれまで果てしてきた役割
3. 私立大学を取り巻く状況の変化と課題
4. 今後の私立大学振興の方向性
 - (1)私立大学のガバナンスの在り方について
 - (2)私立大学の経営力の強化について
 - (3)経営困難な状況への対応について
 - (4)私立大学の財政基盤の在り方について
 - (5)私学助成の充実、仕組み等の再構築について
5. 今後の検討及び方策の推進

【近年の社会経済の変化】

- 人口の減少
- 経済社会のグローバル化の進展、産業構造、就業構造の変化
- 経済的格差の拡大、貧困問題の顕在化
- 世界的な学術研究の進展 など

【課題】

- 18歳人口の急減期を迎えるに当たり、厳しい環境に備え、各大学の経営力を強化するとともに、教育と研究の質を不斷に向上させる取り組みを通じ、学生・保護者はもとより地域・社会の信頼と支援を得ていくことが重要。
- 社会からの信頼と理解を得ていくためには、学校法人の運営についてこれまで以上の適正と透明性を確保するとともに、財務情報を含めた情報公開を一層進め、積極的に私立大学の役割と活動を発信していくことにより、社会に対する説明責任を果たしていく必要がある。

「議論のまとめ」について②（今後の私立大学振興の方向性）

(1) 私立大学のガバナンスの在り方について

学校法人の管理運営制度の改善について

平成16年の私学法改正により、理事会の設置等をはじめとして、理事・監事・評議員会の権限・役割分担を明確化



制度が想定している機能を十分には活用できているとは言えない状況も存在



学校法人制度の根幹である理事会・評議員会・監事制度については、
まずは本来期待されているそれぞれの役割が十分に果たされるよう、その機能
の活性化を図ることが必要
その上で、透明性あるガバナンスが担保されるよう、改善を図っていくことが必要

学校法人の管理運営制度の改善について

【理事・理事会】

- 理事会機能の実質化・実効性を確保することが必要
- 経営サイドと教学サイドが連携し、経営情報を教職員と共有することが必要
- 理事の善管注意義務や法人・第三者に対する損害賠償責任を明確化 など

【評議員・評議員会】

- 評議員会機能の実質化及びチェック機能を充実する
→ 評議員の適切な人選、監事の選任や理事・監事の報酬基準の策定プロセスへの関与の深化等
- 評議員の善管注意義務等についてもその権限に応じて明確化

【会計監査人】

- 会計監査人による監査について、私立学校振興助成法から私立学校法への根拠の変更

学校法人の管理運営制度の改善について

【監事】

■ 理事及び理事会並びに理事長等の業務執行者への牽制機能の実効性を確保する。

- ・監事監査基準・同規則等の作成
- ・重点監査項目等を盛り込んだ具体的な監査計画の作成
- ・充実した監査報告書の作成
- ・重要会議への出席のルール化
- ・監事の業務の支援体制の充実
- ・違法行為差止請求権の付与
- ・職務対象の明確化
- ・職責に応じた適切な報酬の支給や常勤化に向けた検討 等

■ 監事の善管注意義務や法人・第三者に対する損害賠償責任を明確化する。

【参考】検討会議における監事に関する主な意見

- 常勤監事を置くこと自体は良いが、その選任方法や資質等は慎重に考えるべき。また、研修等による監事のレベルアップが非常に重要。
- 監事の常勤化、報酬、三様監査は上場企業にとっては当然の話。
- 監事は理事長と対立する存在ではなく、親しく意見交換ができるような関係でなければならぬ。学内事情を知らずに単に一般論を言われても困ることもあるので、「専門的知識を持つ者」や「企業等の経営者経験者」のみならず「学内事情に詳しい者」を監事に置くなど、バランス良く選任すべき。
- 監事を評議員会で選任することを検討するのであれば、諮問される立場の評議員と執行機関である理事との兼務を認めるのかどうかなど、まずはそもそも評議員会の在り方や役割を検討すべき。
- 監事意見も踏まえ、学校が課題にどう対応していくかに関する学内のコンセンサスを得るには、評議会メンバーや執行部、監事等が互いに意識し合うシステムが必要。
- 監事だけでなく、理事や理事長の経営力を高めていくことも重要。
- 監事が作成する監査報告書や学校法人が行う情報公開等について、学校法人がどのような報告書を作るべきか、どのように情報公開を行うべきか等、学校法人にとってわかりやすいひな形を示す等すべき。
- 監事の常勤化については、確かに、報告書の中でもう少し主張すべきかと思う一方、単に常勤化をうたっても、実際にはなかなか進まないことを考慮すれば、監事に本来期待されている役割を具体的に示すことで、その役割を果たすためには、常勤化せざるを得ない状況を作っていくべきかと思う。

教学ガバナンスについて

- 学長選考方法を再点検し、主体的な判断により見直すことが求められる。
- 教授会について、法律の趣旨に反しないよう、「権限と責任」が一致する適切なガバナンスを目指す必要がある。

情報公開の推進について

- 財産目録、貸借対照表、収支計算書等について、制度上も利害関係人への閲覧開示の対象から広く一般国民への公開の対象とする。
- 寄附行為、役員名簿、役員報酬基準等についても公開の対象とすることについて検討すべき。

大学の自主的なガバナンスの一層の向上について

- 上場企業における「コーポレートガバナンス・コード」のように、私学団体や文科省が協力して、ガバナンスの在り方のガイドラインや留意すべき点等を示し、各学校法人における自主的な取組を促進することもきわめて有効。

(2) 私立大学の経営力の強化について

中長期的なビジョンの策定と実現に必要な取組について

各法人の強み・弱みを踏まえ、中長期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な将来ビジョンの検討・策定が必要。

大学間連携等の促進について

- 大学コンソーシアム等の大学間連携の一層の推進が必要。
- 複数大学が協力した授業や学生の募集、施設設備・調達・事務処理等の共同化等を促進し、効果的・効率的な学校運営を可能としていくことが必要
- 地元自治体や産業界等と大学がプラットフォームを形成。
- 一定の独立性を保ちつつ緩やかに連携し、規模のメリットを活かすことができる経営の幅広い連携・統合の在り方、国公私の設置者の枠を超えた連携・協力の在り方、事業譲渡的な承継方法など、各私立大学の建学の精神の継承に留意しつつ、より多様な連携・統合の方策について検討していく必要がある。

(3) 経営困難な状況への対応について

- 18歳人口の大幅な減少期を迎えるにあたり、経営力の強化に最大限の取組を行うこととした場合においてもなお、経営困難な状況に陥る学校法人が生ずることは避けられないものと考えられる。
- 私立大学の自主性・自律性に配慮しつつも、国民が安心して高等教育を受けるためには、学校法人が経営破綻に陥らないよう、経営悪化傾向にある学校法人に対し、経営状況をよりきめ細かく分析した上で、早期の適切な経営判断が行われるよう支援し、状況に応じてさらに踏み込んだ指導・助言を行うことが必要である。
- 学校法人の経営破綻に際しては、学生の修学の継続をどのように保障するかが最も重要な点であり、私立大学があらかじめ相互に連携し、緊急時に学生を受け入れる相互扶助の仕組みや、払い込んだ授業料に関して学生に優先して返還される仕組み、転学支援の在り方等についても早急な検討と具体化が必要である。

(4) 私立大学の財政基盤の在り方について

財政基盤の多元化による強化の在り方について

- 増加する教育研究経費を現役の学生の負担に大きく依存する構造から、効率的な運営を基本として、大学間連携を含め広く学内外の資源を活用しつつ、社会全体で大学を支える構造への転換が必要。
- 私立大学の資源を活用しつつ、社会全体のイノベーションを加速するため、私立大学への研究資金の充実も必要。研究支援体制の強化を含めてさらなる全学的な取組の強化が求められる。
- 多元的な財政基盤を確立するため、同窓のネットワークの強みを生かした寄付金募集の促進や資産の有効活用が必要。寄せられた寄付金についても、他国の制度や事例も参考しながら、リスクへ十分に配慮しつつ、資産運用等による効果的な活用が重要。
- 産学連携については、共同研究・受託研究等において、研究者個人対組織（企業）の関係から、組織対組織への発展を図り、産業界からの一層の支援を獲得することが必要。
- 地元自治体や産業界等と私立大学がプラットフォームを形成した上で、地域の高等教育に関する中長期計画の策定や地域政策と連動した産学連携など、密接に連携する取組を支援することが重要。

(5) 私学助成の充実、仕組み等の再構築について

経営基盤の充実した私立大学を形成するとともに教育研究の質の向上や高等教育へのアクセス格差を是正するため、私学助成において、私立大学の多様性・重層性が一層発揮されるよう、今後以下のような見直しの方向性を中心に検討

- ① 教育研究の質の向上に向けた取組の一層の強化・促進
- ② 教育研究の成果の可視化
- ③ 社会の多様なニーズを踏まえた大胆かつ機動的な改革の促進
- ④ 自らの強みや特色の重点化に向けた支援
- ⑤ 各大学や関係機関等との連携の促進
- ⑥ 地域に貢献する私立大学の支援
- ⑦ 学生の経済的負担の軽減